記

農地の所在等と利用の意向

所在・地番	地目	面積（㎡）	利用の意向（以下の選択肢の番号（④の場合は、意向の具体的内容）を記入）

【農地の利用の意向の選択肢】

① 当該農地について、農地中間管理機構（機構名：○○）が行う農地中間管理事業を利用します。

（削る。）

② 当該農地について、自ら所有権の移転又は賃借権その他の使用収益を目的とする権利の設定若しくは移転を行います。

③ 自ら耕作します。

④ その他

（削る。）

（削る。）

（記載要領）

1　届出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができます。

2　届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

（備考）

1　必要に応じて、農地中間管理事業の概要等を別途記載することができます。

2　農地の所在等と利用の意向欄は、必要に応じ、行を加除することができます。

記

農地の所在等と利用の意向

所在・地番	地目	面積（㎡）	利用の意向（以下の選択肢の番号（⑤の場合は、意向の具体的内容）を記入）

【農地の利用の意向の選択肢】

① 当該農地について、農地中間管理機構（機構名：○○）が行う農地中間管理事業を利用します。（注１）

② 当該農地について、農地利用集積円滑化団体（団体名：○○）が行う農地所有者代理事業を利用します。（注２）

③ 当該農地について、自ら所有権の移転又は賃借権その他の使用収益を目的とする権利の設定若しくは移転を行います。

④ 自ら耕作します。

⑤ その他

（注１）農業振興地域内の農地についてのみ選択可能。また、農地の所有者のみ選択可能。

（注２）市街化区域外の農地についてのみ選択可能。また、農地の所有者のみ選択可能。

（記載要領）

1　届出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができます。

2　届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載して下さい。

（備考）

1　必要に応じて、農地中間管理事業の概要等を別途記載することができます。

2　農地の所在等と利用の意向欄は、必要に応じ、行を加除することができます。

附　則

この省令は、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

○農林水産省令第二十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに獣医療法（平成四年法律第四十六号）第五条第二項及び第七条第二項の規定に基づき、獣医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月一日

農林水産大臣　江藤　拓

獣医療法施行規則の一部を改正する省令

獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（管理者の遵守事項等） **第三条**　法第五条第二項の農林水産省令で定める診療施設の管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。 一～四　（略）	（管理者の遵守事項等） **第三条**　法第五条第二項の農林水産省令で定める診療施設の管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。 一～四　（略）